

平成25年6月以降

雇用調整助成金

の支給要件などを変更する予定です。

雇用調整助成金は、平成25年6月1日以降、下記のように内容の一部を変更します。現在受給中、または今後利用をお考えの事業主の皆さまには、ご留意いただきますようお願いいたします。また、**中小企業緊急雇用安定助成金**は、平成25年4月1日以降は「雇用調整助成金」に統合されました（助成の仕組みは今までと同様です）。

① 雇用指標の確認

助成金の支給要件に、雇用指標が加わります。

対象期間の初日（助成金の利用開始日）を平成25年6月1日(※)以降に設定する場合から
※岩手県、宮城県、福島県の事業所は6か月遅れの平成25年12月1日から

最近3か月の「**雇用保険被保険者数と受け入れている派遣労働者数の合計**」の平均値が、前年同期と比べ、

- 大企業：5%を超えてかつ6人以上、
 - 中小企業：10%を超えてかつ4人以上、
- 増加していないこと

◆新しい提出書類が必要になります。

② 残業相殺の実施

平成25年6月1日以降の判定基礎期間から

休業等（休業や教育訓練）を行った判定基礎期間内に、その対象者が**時間外労働（所定外・法定外労働）**をしていた場合、時間外労働時間相当分を**助成額から差し引きます**。

◆新しい提出書類が必要になります。

- ＜例＞ 所定労働時間が8時間の事業所で、
- ・判定基礎期間の休業等延べ日数が20日
 - ・同期間の休業等対象者の時間外労働時間数が合計32時間、であった場合
- 20日 - 4日（32時間 ÷ 8時間） = 16日分支給**

③ 短時間休業実施の際の留意点

平成25年6月1日以降の判定基礎期間から

特定の労働者のみに短時間休業をさせる特例短時間休業(※)について、以下の場合は助成対象になりません。

- ① 始業時刻から、または終業時刻まで連続して行われる休業ではない場合
＜例＞ 就業時間8:30～17:30の事業所で、13:00～14:00の短時間休業とする場合は助成対象になりません。
- ② 短時間休業実施日に、対象者に対して休業時間以外の時間に**有給休暇**を付与する場合
- ③ 出張中の労働者に短時間休業をさせる場合

(※) 休業時間は30分を単位とし、30分に満たない場合は切り捨てます。

